お知らせします 20 (令和 2) 年度 釧路市における人事行政の 運営等の状況について 問合先 市役所職員課 (回31-4511)

しています。これからも引き続き皆さんのご理解をいただきながら、適正な人事行政の運営に努めていきます。

3. 職員採用試験・退職管理

職員の採用に当たっては、総合職、消防職などの各職種に分けて募集し、 第1次試験(一般教養の筆記試験、小論文等)および第2次試験(面接等) を通じて合格者を決定しています【表9】。なお、消防職の採用について は、視力・聴力などの要件の他、第2次試験では体力試験や健康診断など も行っています。

課長職以上の職を経験し、19 (令和元) 年度以降に離職 (再任用離職を 含む) した職員の再就職の状況は、21 (令和3)年7月1日現在で関係団体 等5人、民間企業4人、その他法人5人です。

【表9】職員採用試験の実施状況

	19 (令和元) 年度		20 (令和2) 年度	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
総合職 (専門資格不要)	193人	49人	142人	40人
総合職 (専門資格要)	27人	15人	27人	12人
消防職	66人	8人	65人	8人
計	286人	72人	234人	60人

※表中にない看護職、医療技術職等の採用試験は、別途行っています。

4. 勤務時間・休暇・休業

一般職の勤務時間は、1週間につき38時間45分、月~金曜日の午前8時 50分から午後5時20分までです。ただし、消防職、看護職、医療技術職な どの職種については、業務に応じた勤務時間が別に定められています。

休暇については、1年に20日の年次有給休暇の他、病気休暇、産前・産 後休暇、忌引休暇などの制度が定められています。20(令和2)年度の職員 一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、年11.2日です。

休業については、育児休業、自己啓発等休業などの制度が定められてお り、20 (令和2) 年度における育児休業および育児短時間勤務の取得状況は、 【表10】のとおりです。

なお、20(令和2)年度の自己啓発等休業の取得者数は0人です。

【表10】育児休業および育児短時間勤務取得者数

区分		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
市長部局等	男性職員	0人(0人)	0人(0人)
市長部局等	女性職員	18人(12人)	7人(5人)
消防本部	男性職員	0人(0人)	0人(0人)
消防本部	女性職員	0人(0人)	0人(0人)
教育委員会	男性職員	0人(0人)	1人(1人)
教育委員会	女性職員	0人(0人)	3人(2人)
市立釧路総合病院	男性職員	0人(0人)	0人(0人)
111 立刻岭流石7内风	女性職員	50人 (22人)	55人(18人)
上下水道部	男性職員	0人(0人)	0人(0人)
上下水道部	女性職員	0人(0人)	0人(0人)
		68人 (34人)	66人 (26人)

※()内は内数で20(令和2)年度中に新たに休業を取得した職員数です。

5. 服務·懲戒

職員は市民全体の奉仕者であることはもちろんのこと、職務上知り得た 秘密を守る義務(守秘義務)や政治的行為の制限などの服務が定められて おり、服務規程に反すると処分されます。20(令和2)年度の懲戒処分は、

戒告が0件、免職が0件です。懲戒処分を受けた場合の影響については、 職員としての身分を失うこと、給料や期末・勤勉手当が減額されること、 昇給しないことなどがあります。

6. 人材育成・人事評価

職員研修は、職員が市民全体の奉仕者としてふさわしい知識や技能を身 に付け、教養を高め、その資質の向上を図り、行政を円滑かつ能率的に運 営することを目的として、職員の職種や役職に応じて計画的に行われていま す【表11】。

また、全職員を対象に、人事評価(能力評価(1年ごと)・業績評価(半 年ごと)) を実施しています。

【表11】職員研修の実施状況

	受講者総数等	
〈基礎研修〉	・新採用職員研修 ・新任係長研修 ・マネジメント(課長職)研修ほか5件	297人 (延べ20日間)
〈派遣研修〉	・国や北海道など行政機関への派遣研修	4 人

7. 職員の福祉

市には、職員の相互共済および福利厚生の増進を目的とした職員互助会 があり、職員が負担する会費と市が負担する交付金により運営されていま す。

また、職員の健康の保持・増進、能率の向上などの観点から、職場にお ける受動喫煙対策やセクシュアルハラスメントの防止対策を推進するとと

もに、メンタルヘルス対策にも取り組んでいます。

その他にも、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、また、 女性が職業生活において能力を十分に発揮し、活躍できる職場づくりを目 指すことを目的として「特定事業主行動計画」を策定し、次世代育成支援 対策および女性職員の活躍を推進しています。

8. その他

20(令和2)年度において、勤務条件に関する措置の要求は0件、不利益処分に関する審査請求は0件です。